

農地の

転用は

許可が

必要です

農地の無断転用は法律違反です！

農地の転用とは…？

農地を住宅、事務所、工場などの建物の敷地や資材置場、駐車場あるいは道路、山林など農地以外の用途に転用することです。

ただし、農地であるかどうかは現況によって判定されますので、不動産登記簿の地目と一致しないことがありますから注意してください。

許可を受けずに転用すると…？

川崎市長から工事等を中止し、もとの農地に復元するよう命令される場合があります。これに従わない場合、最高3年以下の懲役又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金が科せられます。

許可を受けるには…？

その農地がある場所等によって許可の基準が異なります。ただし、農業振興地域農用地区域内農地は原則不許可となります。まずは、川崎市農業委員会に相談してください。

■お問い合わせ 川崎市都市農業振興センター農地課
(川崎市農業委員会事務局)
電話 044-860-2461